

区域計画の認定について

令和 2 年 6 月 10 日
内閣府特命担当大臣(地方創生)
北 村 誠 吾

区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

1. 東京圏 区域会議

【5月28日開催、5月28日申請、新規1事業】

(1)NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

成田市に設立するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、1月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

2. 関西圏 区域会議

【5月28日開催、5月28日申請、新規1事業】

(1)外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

一定の基準を満たす企業が、大阪市、豊中市、池田市及び箕面市に加え、守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市においても、家事の負担を抱える女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。【直ちに実施】

3. 福岡市・北九州市 区域会議

【5月28日開催、5月28日申請、新規2事業】

(1)創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

本事業を活用して創業活動を行う外国人について、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、福岡市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とする。【令和2年中に実施】

(2)雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

福岡市に加え、北九州市において、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】

4. 仙台市 区域会議

【5月28日開催、5月28日申請、新規2事業】

(1) 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

本事業を活用して創業活動を行う外国人について、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、仙台市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とする。【令和2年度中に実施】

(2) テレワークの普及を促進するための「仙台テレワークサポートデスク」の設置

テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙台テレワークサポートデスク」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に実施】